住所変更届出書

私宛ての破産者弁護士法人東京ミネルヴァ法律事務所の破産手続に関する郵便物は、下記の「変更後の住所」あてに郵送してください。

※太枠内をご記入ください。

記入日	年　　月　　日

依頼者	債権届出時の住所（送達場所）		印
	氏名 （商号/代表者）		
	生年月日	和暦　M・T・S　　年　　月　　日	
	変更後の住所	〒（　　－　　） 都・道・府・県 ※局留めはご利用いただけません。	
	電話番号	自宅・携帯　　－　　－	
本人確認書類	□　運転免許証の写し　□　健康保険証の写し　□　パスポートの写し □　その他（内容　　）		

破産者弁護士法人東京ミネルヴァ法律事務所　破産管財人　岩崎　晃　宛

ご依頼は郵送にてお願いいたします。本人確認書類を忘れずに添付してください。

郵送先：〒104-0032
東京都中央区八丁堀 4 丁目 1 番 3 号
宝町 TATSUMI ビル 5 階
東京ミネルヴァ法律事務所　破産管財人室　行き